

# わかりやすい 介護保険

しくみ

利用

費用

保険料



茨木市 長寿介護課  
☎ 072-620-1639

この冊子は、介護保険制度について簡単にまとめたものです。

介護保険サービスが必要になる時まで、介護保険被保険者証と一緒に保管してください。

## お問い合わせ先

茨木市健康医療部長寿介護課  
☎072 (620) 1639

詳しい利用方法などは、  
市HPでもご確認いただけます。



▲市HP

介護保険 茨木市



## もくじ

しくみ

介護保険の保険証 .....	3
介護保険のしくみ .....	6

利用

サービスの使い方 .....	8
----------------	---

費用

介護サービスの利用料 .....	10
------------------	----

保険料

保険料の決め方・納め方 .....	11
-------------------	----

# 介護保険の保険証

(介護保険被保険者証)

保険証は、介護保険の被保険者であることの証明書で、介護サービスを利用するための重要事項が記載されています。

しくみ

介護保険の保険証

確認

しましょう

## 保険証を受け取ったとき

保険証の番号を確認し控えておきましょう。

住所・氏名・生年月日に誤りはありませんか？

裏面の注意事項をよく確認しましょう

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
	フリガナ
氏名	
	生年月日
交付年月日	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	272112
大府府茨木市駅前三丁目8-13 茨木市 電話 (072)622-8121	

保険証を使うとき

### 1 要介護認定の申請 8ページ

要介護・要支援認定申請書に保険証を添えて、長寿介護課の窓口へ申請します。



# 要介護認定の結果を 受け取ったとき

しくみ

介護保険の保険証

認定された要介護  
状態区分が記載  
されます。

市区町村が認定を行っ  
た年月日が記載され  
ます。

認定の有効期間が記載  
されます。

1カ月に利用できる居宅  
サービスの支給限度額  
が記載されます。

市区町村によって個別  
のサービスの上限が設  
定されている場合に記  
載されます。

介護認定審査会など  
からの意見が記載され  
ます。

要介護状態区分等	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	
認定の有効期間	
居宅サービス等	区分支給限度基準額
1月当たり	
	サービスの種類
	種類支給限度基準額
(うち種類支給限度基準額)	
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	

保険証を  
使うとき

## ② ケアプランの作成

ケアマネジャーに依頼するときに提出します。

## ③ 介護サービスの利用

サービス提供事業者へ提出します。

		内 容	期 間
給付制限		開始年月日	
		終了年月日	
		開始年月日	
		終了年月日	
		終了年月日	
居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称		開始年月日	
		開始年月日	
		開始年月日	
介護保険施設等	種類		入退所年月日
	名称		退所年月日
	種類		入退所年月日
	名称		退所年月日

保険料の滞納などで給付の制限を受けた場合に記載されます。

ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業者名などが記載されます。

施設サービスを利用した場合に、入退所時の施設名・年月日などが記載されます。



## 保険証は大切に保管しましょう

保険証に有効期限はありません。紛失してしまうと、再発行に時間がかかりますので、なくさないように大切に保管してください。

## 負担割合証をお届けします！

要介護・要支援の認定を受けた方に、サービスの負担割合（1割、2割、3割）を記載した「介護保険負担割合証」が発行されます。

# 介護保険のしくみ

介護保険は40歳以上の方で介護が必要な方を支え合う制度です。

## 介護保険の加入者（被保険者）

**65**歳以上の方

（第1号被保険者）

●サービスを利用できる方

介護や支援が必要と認定された方

●保険証

65歳の誕生日以降に交付されます



医療保険加入の

**40～64**歳の方

（第2号被保険者）

●サービスを利用できる方

介護保険の対象となる特定疾病※1により、  
介護や支援が必要と認定された方

●保険証

要介護・要支援の認定を受けた方などに  
交付されます



※1 特定疾病とは、がん、関節リウマチ、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症など、16種類の疾病のことです。

# みんなで支える介護保険

介護保険の運営は、市区町村が主体となっており、加入者のみなさんで保険料を出し合って、制度を支えるしくみになっています。

- 保険料の納付
- 要介護認定の申請
- 保険証の交付
- 要介護認定の通知

茨木市（保険者）



サービス費用の  
請求・支払い

サービス提供事業者



相談

支援

地域包括  
支援センター

連携

サービスの提供

サービス費用の  
一部支払い

## ◎ 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが連携し、高齢者への支援を行う総合相談機関です。

# サービスの使い方

介護保険のサービスは、次のような流れで利用することができるようになります。

要介護認定を  
受けます



ケアプランを  
作成します



サービスを  
利用します

利用

## ▶ 要介護認定を受けます

### 1 要介護認定の申請をします

本人または家族が、茨木市の長寿介護課（本館2階14番）窓口などで申請します※1。

必要な  
もの

要介護・要支援認定申請書  介護保険証

### 2 訪問調査と判定が行われます

心身の状態を調べるため本人、家族などから聞き取り調査をし、その結果をもとに茨木市が判定を行います※2。

※1 自分や家族が申請できない場合は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうことができます。

※2 判定は、コンピューターで行う一次判定と、その結果と主治医の意見書などをもとに介護認定審査会が審査する二次判定の2段階で行われます。

### 3 認定結果が通知されます

介護がどの程度必要な状態か（要介護度ごとに支給される限度額が決められています【下表】）が判定され、その認定結果が通知されます※1。



原則として、申請から30日以内に「認定結果通知書」と「介護保険証」が送付されます。

要介護状態区分	支給限度額（1ヵ月）	利用できるサービス
非該当	介護予防・日常生活支援総合事業	
要支援1	50,320円	介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業
要支援2	105,310円	
要介護1	167,650円	在宅サービス・ 施設サービス
要介護2	197,050円	
要介護3	270,480円	
要介護4	309,380円	
要介護5	362,170円	



※1 認定結果に納得できない場合は、まず市区町村の窓口へご相談ください。それでも納得できない場合は、通知があった日の翌日から3ヵ月以内に、都道府県の「介護保険審査会」に不服申し立てができます。

利用

サービスの使い方

# 介護サービスの利用料

サービスを利用したら、原則、費用の一部を負担し、残りは介護保険から支給されます。

年金収入等	280万円未満	280万円以上 ※1	340万円以上 ※2
負担割合	1割	2割	3割

## ● 在宅・介護予防サービスを利用した場合

費用の一部を負担しますが、要介護度ごとに支給される限度額 **9ページ** が決められており、その限度額を超えた分は全額自己負担となります※3。ただし、施設に通ったり、短期間入所するサービスなどは、食費や滞在費（居住費）などの別途費用がかかります。

※1 合計所得金額160万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額280万円（65歳以上の単身世帯の場合。2人以上の世帯の場合346万円）以上。

※2 合計所得金額220万円以上、かつ年金収入+その他の合計所得金額340万円（65歳以上の単身世帯の場合。2人以上の世帯の場合463万円）以上。

※3 支給限度額にあてはまらないサービスもあります。（「特定福祉用具購入」の場合、1年間で10万円までなど）

■その他の合計所得金額…合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額。

# 保険料の決め方・納め方

保険料の決め方と納め方は、65歳以上の方と、40～64歳の方でそれぞれ異なります。

## 保険料

▶ 65歳以上の方は **12～13ページ**

▶ 40～64歳の方は **15ページ**

## ● 介護保険は、みなさんと 社会全体で支えている制度です

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担することになります。

### 介護保険の財源

40～64歳の方  
の保険料

27%

65歳以上の方  
の保険料

23%

50%

公費

(国・都道府県・  
市区町村の  
負担金)

# 65歳以上の方の保険料

**決め方** 所得に応じて決まります

## ●茨木市の所得段階別介護保険料（令和6～8年度）

所得段階	対象者		保険料 (年額)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者の方</li> <li>老齢福祉年金<sup>※1</sup>受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li> </ul>		22,162円
2	世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額 <sup>※2</sup> の合計が	80.9万円以下の方	37,714円
3		80.9万円超 120万円以下の方	
4	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	120万円超の方	53,266円
5		80.9万円以下の方	69,984円
6	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	80.9万円超の方	77,760円 (基準額)
7		80万円未満の方	83,592円
8		80万円以上 120万円未満の方	85,536円
		120万円以上 160万円未満の方	93,312円

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 税法上の用語で、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額で、所得控除(扶養控除、医療費控除等)や特別控除、譲渡損失等の繰越控除前の金額です。

所得段階	対象者	保険料 (年額)
9	160万円以上 190万円未満の方	96,422円
10	190万円以上 210万円未満の方	104,198円
11	210万円以上 260万円未満の方	115,862円
12	260万円以上 290万円未満の方	118,195円
13	290万円以上 320万円未満の方	125,971円
14	320万円以上 420万円未満の方	135,302円
15	420万円以上 520万円未満の方	149,299円
16	520万円以上 620万円未満の方	163,296円
17	620万円以上 720万円未満の方	178,848円
18	720万円以上 820万円未満の方	186,624円
19	820万円以上 920万円未満の方	194,400円
20	920万円以上 1,000万円未満の方	202,176円
21	1,000万円以上 2,000万円未満の方	209,952円
22	2,000万円以上 3,000万円未満の方	217,728円
23	3,000万円以上の方	225,504円

本人が  
市民税課税で  
前年の  
合計所得金額が

保険料の決め方・納め方

保険料

## 納め方 年金の額によって変わります

### 年額18万円以上(月額1万5千円以上)の方

年金の定期払い(年6回)の時に、天引きされま  
す(特別徴収<sup>※1</sup>)。

年額18万円以上でも、年度の途中で下記  
のようになったときは市区町村へ個別に納めます

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入、または他の市区町村へ転出した  
とき
- 保険料額が変更となったとき など

※1 特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

### 年額18万円未満(月額1万5千円未満)の方

送付される納付書の納期に従って、個別に納め  
ます(普通徴収)。

納め忘れが心配なときは、口座振替がおすすめです。

下記を持って指定の金融機関などでお申し込みください。<sup>※2</sup>

必要な  
もの

- 保険料の納付書  預(貯)金通帳
- 印かん(通帳の届出印)
- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※2 申し込み月によって振替の開始月が異なります。お申し込み時に、必ず  
開始月をご確認ください。

## 保険料を滞納<sup>※3</sup>すると？

### 1年以上滞納すると…

介護サービス費用の支払い方法が変更されます（償還払い）。

### 1年6ヵ月以上滞納すると…

保険給付が一時的に差し止められます。

### 2年以上滞納すると…

滞納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。

※3 保険料を滞納し、上記のような措置がとられた場合は、保険証に記載されます。

## 40～64歳の方の保険料

### 決め方

加入している医療保険ごとの算出方法で決まります

### 納め方

医療保険の保険料と合わせて納めます

	こんなとき	届け出るもの
他市区町村から転入したとき	要介護認定を受けていない方	● 転入届
	要介護認定を受けている方	● 転入届 ● 要介護認定申請書 ● 受給資格証明書
介護保険の資格を喪失したとき	他市区町村へ転出したとき	● 転出届 ● 介護保険証
	死亡したとき	● 死亡届 ● 介護保険証
その他	市区町村内で住所が変わったとき	● 転居届 ● 介護保険証
	氏名が変わったとき	● 本人確認書類 ● 介護保険証
	介護保険証をなくしたとき	● 被保険者証等再交付申請書 ● 本人確認書類

各種届出・申請には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となります

手続きに必要なものに加え、個人番号カードまたは通知カードをお持ちください。なお、通知カードの場合は、運転免許証など本人確認書類が必要となります。